

◎戦没者等の遺族に対する特別弔慰金

支給法の一部を改正する法律

(平成二十七年三月三十一日法律第一一号)

一、提案理由(平成二十七年三月一日衆議院厚生労働委員会)

○塩崎国務大臣 たいいま議題となりました戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明いたします。

戦没者等の遺族に対しましては、弔慰の意を表するため、これまで戦後何十周年といった特別な機会を捉え特別弔慰金を支給してきたところでありますが、本年は戦後七十周年というところで、改めて弔慰の意を表するため、これらの方々に対し特別弔慰金を支給しようとするものであります。

その改正の内容は、戦没者等の遺族であって、同一の戦没者等に関し公務扶助料、遺族年金等の支給を受けている者がいないものに対し、特別弔慰金として額面二十五万円、五年償還の国債を五年ごとに二回支給するものであります。

なお、この法律案の施行期日は、一回目に支給する特別弔慰

金については平成二十七年四月一日、二回目に支給する特別弔慰金については平成三十二年四月一日としております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要でございます。

御審議の上、速やかに可決していただくことをお願いいたします。

二、衆議院厚生労働委員長報告(平成二十七年三月二四日)

○渡辺博道君 たいいま議題となりました戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、平成二十七年が戦後七十周年に当たることから、戦没者等の遺族に対し改めて弔慰の意を表するため、平成二十七年四月一日及び平成三十二年四月一日における戦没者等の遺族で、同一の戦没者等に関し公務扶助料、遺族年金等の支給を受けている者がいないものに対し、特別弔慰金として額面二十五万円、五年償還の国債をそれぞれ支給しようとするものであります。

本案は、去る三月十三日本委員会に付託され、十八日塩崎厚生労働大臣から提案理由の説明を聴取し、二十日に質疑を行い

ました。

同日、質疑を終局したところ、維新の党より、平成二十七年から平成三十六年までの間の各年の四月一日を基準日として、対象となる戦没者等の遺族に対し、毎年五万円の特別弔慰金を、現金給付により支給すること等を内容とする修正案が提出され、趣旨説明を聴取しました。

次いで、原案及び修正案について採決を行った結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院厚生労働委員長報告(平成二十七年三月三一日)

○丸川珠代君 ただいま議題となりました法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、戦後七十周年に当たり、国として改めて弔慰の意を表するため、公務扶助料、遺族年金等の支給を受けている者がいない戦没者等の遺族に対し、特別弔慰金を支給しようとするものであります。

委員会におきましては、特別弔慰金の支給の在り方、援護施策の経緯と今後の取組等について質疑を行いました。その詳

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律

細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二十七年三月三一日)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、特別弔慰金の支給に当たっては、遺族の高齢化等を踏まえ、手続の簡素化に努めるとともに、新たな受給権者の把握及び制度の周知等の請求漏れ防止策に努めること。

二、特別弔慰金の支給については、年六百億円以上の予算を計上する見込みであること、受給者の国債を相続した者が特別弔慰金の趣旨に照らして真に国が弔慰の意を表すべき者とは必ずしも限らないこと等に鑑み、戦後八十周年に向けて、戦没者等の遺族の心情等を踏まえつつ、国として弔慰の意を表する方策について検討を行い、国民の理解と支持を得た上で必要な措置を講ずること。

三、戦後七十周年を迎え、先の大戦の記憶が風化しつつある現状に鑑み、当時の記憶及び教訓を次世代に継承していくた

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律

二八

め、学校教育の充実並びに啓発及び広報等の取組の更なる強化を図ること。
右決議する。